

消費生活用製品安全法に関する質問について

令和 5 年 6 月 1 日 製品安全課

項 目	磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具の技術基準について
【質問】	<p>磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具の技術基準が公布されたが、取扱商品の磁束指数が 50 平方キログウス平方ミリメートル未満であることをどのように確認すれば良いのか。また、吸水性合成樹脂製玩具の幅、高さ及び長さのいずれもが、50 パーセントを超えて膨潤しないことをどのように確認すれば良いのか。</p>
【回答】	<p>(1) 磁石製娯楽用品の技術上の基準として、仮に磁石等を誤飲した場合でも消化管穿孔等を引き起こさずに体外に自然排出される水準を定めることとし、その水準については、国際整合性等の観点から米国や欧州等の諸外国の規制を参考に、磁束指数が 50 平方キログウス平方ミリメートル未満であることとしております。</p> <p>(2) したがって、磁束指数にあっては、玩具の国際規格である ISO8124-1(2022)Safety of toys –Part 1:Safety aspects related to mechanical and physical properties 4.31.3 All other toys with magnets and magnetic components a)にのっとり、5.32 Magnetic flux index による測定結果に基づき算出することが求められます。</p> <p>(3) 吸水性合成樹脂製玩具の技術上の基準として、仮に膨潤前の玩具を誤飲した場合でも体内で体液を吸収し膨潤した玩具が腸閉塞等を引き起こさずに体外に自然排出される水準を定めることとし、その水準については、国際整合性等の観点から米国や欧州等の諸外国の規制を参考に、50 パーセントを超えて膨潤しないこととしております。</p> <p>(4) したがって、膨潤にあっては、玩具の国際規格である ISO8124-1(2022)Safety of toys –Part 1:Safety aspects related to mechanical and physical properties 4.3.2 Expanding materials にのっとり確認することが求められます。</p> <p>(5) (2) 及び (4) は、必ずしも届出事業者自身が確認しなければならないものではなく、検査機関、製造工場等の試験報告書をもって代えることができます。</p> <p>(6) (2) 及び (4) の内容は、後日通知・適用を予定しております「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について」においても明記する予定です。</p>